



水道水 水質検査結果

水道水は、法令等に定められた検査項目と検査頻度により水質検査を行っています。

11月に実施した水道水の水質検査結果は下表のとおりです。

これらの検査は義務づけられている検査項目のほかにも、水道水の安全の確保に万全を期するため水質管理上留意すべきものとされている農薬や、その他の項目についても検査を行っています。また、水道水の水源水の水質検査も行っています。

なお、現在までに行った水質検査の結果は、すべて水質基準に適合しており、飲用水として十分な安全性を確保しています。

これらの検査結果は、役場上下水道課、各振興センターで閲覧することができますので、閲覧したい方は右記までご連絡ください。

鏡野町役場	上下水道課	☎0868-54-0001
奥津振興センター	産業建設課	☎0868-52-2211
上齋原振興センター	産業建設課	☎0868-44-2111
富振興センター	産業建設課	☎0867-57-2111

平成17年11月水質検査結果

試験項目	法令による 水質基準	水 質 検 査 結 果										
		鏡 野 上 水 道	香 北 簡 易 水 道	香 々 美 簡 易 水 道	中 谷 簡 易 水 道	奥 津 簡 易 水 道	羽 出 簡 易 水 道	泉 簡 易 水 道	中 央 簡 易 水 道	大 簡 易 水 道	遠 藤 簡 易 水 道	本 村 簡 易 水 道
一般細菌	100/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大腸菌	検出しないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
塩化物イオン	200mg/l以下	7.3	4.5	5.1	7.5	5.7	5.3	5.6	4.4	5.0	3.9	4.7
有機物	5mg/l以下	0.3	0.2	0.2	0.1	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
pH値	5.8～8.6	6.4	6.8	6.2	6.5	7.2	7.1	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	1.0未満	2.5
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

国民年金

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際に

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の証明書を添付することが義務付けられました。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。証明内容は昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、10月から12月までに納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、昨年10月以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、社会保険料控除として国民年金保険料を申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、世帯主は世帯員の保険料を、配偶者は他方の配偶者の保険料を連帯して納付する義務があります。生計を同一とするご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

控除証明書に関するお問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル0570-00-9911まで

（平成18年3月17日までの平日午前9時から午後5時まで）